

「2021年度合格目標 LEC 山下道場 前日ヤマカケ講座」から
第53回社労士試験【選択式】健保法 空欄D及び空欄Eの出題が **論点的中** しました !!



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU21168 p. 27]

- 【選択注意】毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回ってはならない。

本試験出題はこうでした!

第53回 社労士試験 問題
【選択式】 健康保険法 【空欄D及び空欄E】

- 2 毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年のDから、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合がEを下回ってはならない。

解答 D → ③9月1日
解答 E → ⑥100分の0.5

的中!